

2023年新春号





暮らしと資産のコンシェルジュ通信



令和5年(2023年)1月1日発行

FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

■2023年は、家計金融資産の「進化」の年



(東京都・国分寺: 令和4年12月撮影) 謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年(2022年)を振り返ると、新型コロナウイルスの感 染症の収束が見えない中、ロシアのウクライナ侵略に端 を発した世界的なエネルギー不足とインフレによる経済 の混乱など、私たちの生活と家計に大きな影響を及ぼし た1年でした。社会全体に不安が広がる中、私たちLFCの 夢や希望の実現のため、あるいは不安や困りごとの解決 のため、「お客さまと一緒に考え、共に歩むパートナー」と しての役割の重要性を改めて感じているところです。

さらに、現政権において「資産所得倍増プラン」が示さ れました。我が国の家計金融資産2.000兆円の半分以上 が預貯金で運用されており、投資環境が進んでいる米国 では過去20年間で家計の金融資産が3.4倍、英国で2.3倍 に増加したのに対し、日本は僅かに1.4倍に留まっていま す。このような背景から、中間層を中心に家計金融資産 の「貯蓄から投資」へを強力に後押し、①投資経験者の 倍増、②投資の倍増、③長期的に資産運用収入の倍増

を目標に掲げています。具体的な方向性として7つの 柱が示されています。

- ①NISAの抜本的拡充や恒久化(本レターのP.2参照)
- ②加入年齢の引下げなどiDeCo制度の改革
- ③中立なアドバイスができる仕組みの創設
- 4)雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤金融経済教育の充実
- ⑥世界に開かれた国際金融センターの実現
- (7)顧客本位の業務運営の確保

これまで、「貯蓄から投資へ」は、iDeCoやNISA制度 創設の度に何度か、叫ばれてきましたが、実現するこ とができませんでした。令和5年度税制改正大綱で新 NISA制度案が示されましたが、個人的には貯蓄から 投資を後押しするに足る抜本的な改正と評価していま す。後は、私たち家計での行動変容にかかってきま す。そのためにLFCができることとして、金融経済教育 に関する情報発信、投資に関する中立アドバイザー制 度への準備、そして、LFCの強みである、未来設計図 (ライフ&マネープラン)に基づく、資産形成のための 計画づくり支援等、より良いサービスの提供のため、 日々昇進して参ります。令和5年度は、withコロナを常 態としつつ、昨年にも増して様々な場面で新しい動き が出てくると思います。LFCも常に進化を目指します。

令和5年度も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic ファイナンシャル・プランナー

平野 泰嗣 平野 直子

■ジェンダーギャップ大きい日本、幸福度は女性の方が高い!?

前号(2022年真夏号)で、世界幸 福度ランキングで日本は54位とい う統計をご紹介しました。その後、 幸福度に関する統計をいろいろ調 べていると、興味深いデータを見 つけました。

主観的な幸福度を調査した国際 比較として、世界価値観調査があ ります。幸福度を「非常に幸せ」+ 「やや幸せ」の割合で表わしたもの です。日本の幸福度は、88.3 (2017-20年)で79カ国中36位と、 半分よりやや下の水準です。ちな みに1位はベトナムで幸福度は 97.3でほぼ100%の人は幸せと感 じているのには驚きです。日本の 幸福度を男女別に見ると、女性 91.5に対し男性84.2で、女性の方

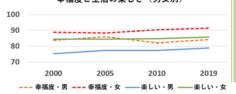
が幸福度は高いという結果でした。 皆さんは、この結果を聞いてどのよ うに感じられたでしょうか。

男女平等に関する国際的な指標 としてGGI ジェンダー・ギャップ指数 があります。世界経済フォーラム が、経済、政治、教育、健康の4つ の分野における男女平等を評価 し、スコア化しています。0が完全 不平等、1が完全平等として表され ます。日本の値は0.65で117カ国中 116位という低位の結果でした。

ジェンダーギャップの大 きい日本であるのに女性 100 の方が幸福度が高いの は意外です。日本のGGI を見ると、教育と健康は ほぼ1で、経済参画(管理

職の割合など)0.564、政治参画(国 会議員の男女比) 0.061が日本の GGIを押し下げているので、実生活 における幸福度とGGIは関係なさそ うです。幸福の要素は何でしょう か? 幸福度の推移と相関性の高 いデータを探してみると、博報堂生 活総研「生活定点」調査の「生活の 楽しさ」とほぼ一致しました。女性の 方が男性よりも生活の中で楽しみ を見つけるのが上手なので、幸福 を感じやすいのかもしれません。

幸福度と生活の楽しさ(男女別)



◆お届けする内容◆

- •2023年は、家計金 ▮ 融資産の「進化」の
- •ジェンダーギャップ 大きいの日本、幸福 度は女性の方が高 しい!?
- •NISA制度が抜本 的拡充と恒久化、家 計金融資産は貯蓄 から投資へ
- •2023年暮らし改正 カレンダー
- •相続時精算課税制 3 度の使い勝手向上、 年110万円の基礎控 除創設。
- ・金利上昇!? どうす る住宅ローン、固定 vs変動
- •2022年下半期の LFCの活動報告







大幅に改善された!? 新NISA制度は現行の制度とどう違う?

■NISA制度が抜本的拡充と恒久化、家計金融資産は貯蓄から投資へ

のNISA制度の抜本的拡充・恒久化の方針が示さ れました。今後の家計における資産形成に大きな 影響を及ぼす改正なので、しっかり準備をしてお きたいところです。

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資 をした場合、これらを売却して得た利益や受け 取った配当に対して約20%の税金がかかります。 NISAは、「NISA口座(非課税口座)」内で、毎年一 定金額の範囲内で購入した金融商品から得られ る利益が非課税になる制度です。

【現行のNISA制度】(2023年まで)

年間・上限600万円)と、つみたてNISA(年40万 円・20年間・上限800万円のいずれかを選択する 制度です。 ※ジュニアNISAは、2023年末廃止予定。

【改正案の新·NISA制度】(2024年以降)

	つみたて投資枠	成長投資枠	
年間投資枠	120万円	240万円	
非課税保有期間	無期限化	無期限化	
非課税保有限度額	1,800万円		
(総枠)		1,200万円 (内枠)	
口座開設期間	恒久化	恒久化	
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等	

改正案の新NISA制度では、当年間年枠がつみ たて投資枠120万円、成長投資枠240万円で大幅 に拡大し、更に併用可能となり年間最大360万円

令和5年度税制改正大綱において、2024年以降 の非課税投資が可能になります。また、非課税保 有期間が無期限化されることになります。これま での一般NISAが5年間の保有期限を考慮しなけ ればならず、長期投資に向かないとされていまし た。今回の改正で、成長投資枠で個別株式を5年 以上長期保有をしても非課税になります。

非課税保有期間の無期限化にともない、新たに 非課税保有限度額が設けられました。限度額は 総枠1.800万円で、内枠として成長投資枠1.200万 円です。つみたて投資枠だけで1,800万円使うこと も可能です。この非課税保有限度額は、簿価残 高方式が採用されるため、非課税口座で購入し 現行のNISA制度では、一般NISA(年120万円・5 た投資信託を売却した場合、再利用することも可 能です。夫婦で合計すると3,600万円の非課税枠 となるので、一般的な家庭でこの制度をフル活用 した場合、株式や投資信託への投資から得られ る利益には、ほぼ税金がかからないと言えるで しょう。NISA口座のデメリットとして、通常の証券 投資は、損益通算(利益と損失を相殺)ができま すが、NISA口座はできないことが挙げられます。 しかし、今回の改正で、NISA口座に十分な投資枠 が設けられたことで、NISAを中心に投資をする場 合は、NISA口座自体、非課税なので、そもそも損 益通算する必要もなくなるので、デメリットにはな りにくいと考えます。

なお、現行のNISA制度を利用している人は、新 しい制度の外枠で、現行制度における非課税措 置が適用されます(新NISAへのロールオーバー は不可)。

投資には、リスクが伴うので、なかなか第一歩を 踏み切れないという人もいらっしゃるかもしれませ ん。あくまでも過去の統計上の話ですが、20年間 投資をした場合、米国株式は6倍、新興国株式は 5倍、日本株式は2倍になっています。20年間の間 にリーマンショック、東日本大震災、コロナショック 等ささまざまな出来事がありました。そろそろ本気 で、貯蓄から投資へのシフトを実行しても良いの ではないかと思います。長期的なスパンで投資を する、しないで家計の資産形成に大きな差が出て きます。2024年には、公的年金の財政検証に合 わせ、iDeCoの見直し(限度額引上げ・期限延長 等)も検討されます。今後の動向に注目しましょ

過去20年間の資産価値の増加率



関東大震災から100年、家庭内での防災対策でレジリエンスを高めよう!

■2023年暮らし改正カレンダー

2023年に予定されている暮らしに関わりのある 出来事や制度改正をカレンダーにまとめてみまし た。特にポイントとなる項目について解説します。

【2023年暮らし改正カレンダー】

●車検証電子化と電子車検証のデータ読み取り ●「こども家庭庁」が開庁 ●改正民法施行(相隣関係規定等) ●育児休業取得状況の公表の義務化 ●給与デジタル払い解禁 ●中小企業における月60時間超の時間外労働に対す る割増賃金率引き上げ ●自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務化 ●自動運転「レベル4| 解禁 ●日銀黒田総裁の任期満了 (4.8) ●相続土地国庫帰属法施行(4.27) ●G7サミット広島で開催 (5.19-21) 6月 当費者契約法改正(事業者の解約料の説明、契約 に関する情報提供など努力義務の拡充)

2023年の制度改正関係を並べてみると、昨年 度の公的年金や健康保険等の社会保障分野の 改正が落ち着いたため、家計に直接的な影響を 及ぼす改正は少ないようです。

●関東大震災から100年 (9.1)

●「インボイス制度」導入開始

●「こども家庭庁」開庁(4.1)

することのできる社会の実現に向けてこども家庭

庁が設置されます。注目された令和5年度の予算 案として4.8兆円が計上。出産家庭に対する10万 円の給付もこども家庭庁の主管になります。こど もと家庭の福祉・保健、こどもの権利擁護の一元 化など、こどもと子育て世帯の視点に立った政策 が望まれます。

●相続土地国庫帰属法が施行(4.17)

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用 する予定がない」、「管理が必要だけど負担が大 きい」といった理由で、土地を手放したいニーズが 高まっています。このような土地が将来「所有者 不明土地」となるのを予防するため、相続又は遺 贈によって土地の所有権を取得した相続人が、 一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国 庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫 帰属制度」が創設されます。なお、本制度につい ては、暮らしと資産のコンシェルジュ通信・2021年 真夏号で取り上げていますので、HPのバックナ ンバーよりご参照ください。

●関東大震災から100年(9.1)

「災害は忘れた頃にやってくる」とはよく言われ こどもが自立した個人として等しく健やかに成長 ています。阪神・淡路大震災から28年、東日本震 災から12年、それ以降も熊本地震などまだ記憶

に新しいところです。気象庁では、2017年11月1日 より「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を 開始し、南海トラフ地震への備えを呼び掛けてい ます。また、昨年(2022年)12月16日より、「北海 道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が始まりま した。同地域では、M7.0以上の地震が発生した 場合、周辺で巨大地震が発生する傾向があるこ とから、I週間程度、すぐに避難ができるように準 備を住民に呼びかけるものです。具体的には、 ①地震にかかるハザードマップを再確認 ②安全な避難場所・避難経路を再確認

③家族との連絡手段・集合場所を再確認

④非常持出品を就寝時も持ち出せるよう準備

⑤緊急情報を取得できる通信機の音量を上げる ⑥すぐに逃げられる服装で就寝

⑦水や食料の備蓄を確認する

⑧携帯ラジオやスマホ、予備バッテリーを確認

2023年の9月1日は、関東大震災からちょうど 100年の節目の日です。コロナ感染がようやく落ち 着きを見せ始めていますが、今年のテーマは、自 然災害への備えとして、家庭内の防災対策を見 直し、レジリエンスを高めましょう。



2023年度税制改正大綱、生前贈与の贈与税・相続税に影響

■相続時精算課税の使い勝手の向上、年110万円の基礎控除創設

2022年12月16日に政府与党による令和5年度税制改正大綱がとりまとめられました。平成31年度の税制改正大綱以来、「資産移転時期の選択により中立的な税制の構築」について、議論されてきましたが、今回の税制改正大綱では具体的な改正案として方向性が示されました。

■贈与税の暦年課税と相続時精算課税制度

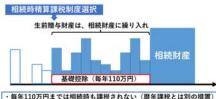
現行の生前贈与に対する課税は、基礎控除 110万円を超えた部分について累進課税となる 暦年課税制度と相続時にまとめて相続税として 課税するという趣旨の相続時精算課税制度の 選択制となっています。

	曆年課税制度		+O ext 0± six for FM SA dut ofc	
	特例贈与	一般贈与	相続時精算課税制度	
赠与者	直系尊属	誰でも可	60歳以上の者	
受贈者	18歳以上	誰でも可	18歳以上の子又は孫	
届出	不要		必要	
控除額	基礎控除:毎年110万円		特別控除:累計2,500万円	
税率	累進課税 (10~55%)		一律20%	
少額贈与	110万円以下は申告不要		少額でも申告が必要	
贈与者の 相続時	相続開始3 贈与財産を相		相続時精算課税制度を適用した 全ての贈与財産を相続財産に加算	

●相続時精算課税制度の使い勝手向上

相続時精算課税制度は、2003年度に次世代への資産移転と有効活用を通じた経済社会活性化を目的に導入された制度です。ところが、制度を選択すると、毎年、少額であっても贈与税の申告が必要であったり、生前贈与のような基礎控除はなく節税効果はないことから、利用が低水準でした。そこで、事務負担の軽減と生前贈与制度とのバランスを図るため、生前贈与

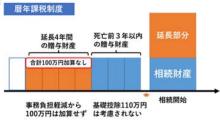
と同様、基礎控除110万円の制度が創設される こととなりました。



毎年110万円までは相続時も課税されない(暦年課税とは別の措置)基礎控除を除き、特別控除として累積2500万円までは贈与時は 課税されない。

●相続開始前の生前贈与の加算期間の延長

現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することになっています。暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長されることになりました。なお、延長された4年間について事務管理負担を勘案し、加算財産から100万円が控除されます。



■暦年贈与と相続時精算課税制度の選択

ここ数年、資産移転の時期に対する中立性に

ついて議論されてきました。暦年課税と相続時 精算課税が併存されたことにより、抜本的な見 直しには至りませんでしたが、相続時精算課税 制度において暦年課税制度と同等の基礎控除 が創設されたのは画期的です。暦年課税制度と 異なり、相続開始前7年間についても基礎控除 110万円の効果が得られるので、一般的なご家 庭であれば、相続時精算課税制度を選択する ケースが多くなるのではないかと思います。

一方、暦年課税制度は、多額の財産を保有していて、相続税率が55%の適用を受けることが予想され、贈与税20%払ったとしても相続税を軽減できるといった相応の資産家は、引き続き活用していくことになると思われます。このような節税目的の財産移転は税負担の公平性を欠くことから、相続財産に組み戻す期間が設けられているのです。今回は、その期間が3年から7年に延長されましたが、今後は、さらに10年、そして採取的には相続時精算課税制度に一本化するといった道筋を個人的には予想しています。

■贈与の記録をしっかりと

暦年課税、相続時精算課税制度のいずれを選択した場合でも、贈与の時期や金額は、相続税を計算する際に重要な情報となります。相続発生まで長年に渡って贈与の記録を管理するのは家庭内の事務負担となりますが、所得税の確定申告と同様、贈与税申告についても毎年の家庭内の恒例行事になるのではないかと思います。

日銀、金融緩和修正で金利上昇のシグナルが明確に

■金利上昇!?、どうする住宅ローン 固定vs変動

昨年12月20日開催の日銀の金融政策決定会合で、従来0.25%程度としてきた長期金利の変動許容幅を0.5%に拡大し、大規模緩和を修正する方針決定を受け、債券市場が反応し、長期金利が上昇しました。金利上昇のシグナルが明確になりつつある中、住宅ローンを抱える家庭もこれから住宅購入を検討している家庭も住宅ローンの金利動向について気になることでしょう。最近、ご相談が多いのは固定金利と変動金利の選択についてです。将来の金利を予測することは不可能なので、損得勘定は完済するまで誰もわからないというのが正直なところです。ただ、金利変動を想定したシミュレーションを行うことで変動金利と固定金利を比較することは可能です。

今回は、1000万円を35年間、元利均等返済で レートに連動しますが、 住宅ローンを組むことを想定して固定金利・変動 ローン獲得競争がある 金利を4つのパターンで比較してみました。 ので、短期プライムレー

- ローン1:変動0.4%~5年毎に0.5%上昇
- ローン2:固定1.65%(2022年12月水準)
- ローン3:変動0.4%~毎年0.5%上昇、+3%上 えられる可能性もあるの

昇で4年据え置き、その後、毎年0.5%減少し、 0.4%で6年据え置きを繰り返す。

■ ローン4:固定:1.1%(過去最低2019年秋)

現在の35年固定1.65%と5年ごとに0.5%金利上昇し最大3.4%になる変動を比較すると、変動金利の方が約60万円総支払額は少なくなります。金利上昇3%でも変動金利の方が有利なのは意外な結果かもしれません。ただ、実際の金利の変動は、もっと短期間に上昇、下降を繰り返すものでローン3のパターンの方が実際に近いかもしれません。ローン2とローン3を比較すると、今度は固定金利を選択した方が約50万円有利という結果です。住宅ローンの変動金利は、金融政策や景気を踏まえて決められる短期プライムレートに連動しますが、金融機関どうしの住宅

ので、短期プライムレートが上昇しても住宅ローンの変動金利は低く抑えられる可能性もあるの



で、ローン3の条件設定よりは、変動が緩やかに なることも十分考えられます。

変動の方が損得勘定で有利になる可能性がや や高いと個人的には思いますが、固定と変動の 選択はリスクヘッジと捉え、家計収支に余裕はあ る世帯は変動でもOK、あまり余裕がない世帯で は固定を選択した方が良いと思います。住宅購 入を検討する際のシミュレーションでは、少なくと も固定金利を前提とすることをお勧めします。



	■ ローン1	■ ローン2	■ ローン3	■ ローン4
総返済額	1,257万円	1,317万円	1,368万円	1,207万円
(利息支払額)	(257万円)	(317万円)	(368万円)	(207万円)
当初返済額(月)	25,519円	31,358円	25,519円	28,744円
最大返済額(月)	32,827円	-	39,172円	-



LFC京橋オフィス、東京駅八重洲南口からのアクセスが便利になりました!



●東京ミッドタウン八重洲・開業



●余はく2022年秋号「ペット共生の 住まいづくり」・平野直子



●AllAbout NEWS「犬を飼うとどのく らいのお金がかかる?は平野直子



●箱根・駒ヶ岳



●箱根·大涌谷





早く旅行に連れてっ 欲しいワン!

●近所の公園



■2022年下半期のLFCの活動報告

2022年の下半期は、大リーグの大谷選手、 サッカーワールドカップ日本代表の活躍など スポーツで盛り上がる中、行動制限も解除さ れ、コロナ前に戻りつつあるのを感じます。

●ビジネス

大学での講義を2020年以来、オンラインで 行っていましたが、今年から対面の授業が復 活しました。2年ぶりに学生と直接会うと気持 ちも少し若返ります。課題提出をGoogle フォームで行うなど、オンラインの良いところ は残しつつ、授業運営の効率化が随分進み ました。LFCも今年からは、通常モードにシフ トする予定ですが、コロナ禍に取り入れたオ ンライン&デジタルを活かしつつ、さらに良い サービスを提供していきたいと思います。

昨秋にLFC京橋オフィスを開設してちょうど 10年となりました。東京ミッドタウン八重洲の 完成で、東京駅八重洲南口から八重洲地下 街を経由し、ミッドタウンのエレベータで地上 に出て京橋オフィスまで徒歩1、2分位となり アクセスが非常に便利になりました。ぜひ、 オフィスへお立ち寄りください。また、今年 は、平野泰嗣、直子ともに新しい分野にビジ

ネス展開をするため、新しいホームページ の準備を進めています。次号では具体的 に案内できると思いますので乞うご期待。

●プライベート

全国的な旅行支援やイベント開催の再開 などコロナ前の状態に戻りつつあります。 我が家でも感染対策をしっかりしながら、 近所の公園に出かけたり、小旅行やペット イベントに参加したりしました。

自宅からから中央道・圏央道を経由して 車で2時間弱で行ける箱根の芦ノ湖を中心 に周遊してきました。GOTOトラベル前の10 月初旬の平日でしたが、箱根神社や大涌 谷、仙石原など観光名所はどこも賑わって いました。昨年の春には、中国・四国周遊 同、車での大旅行をしてみて、ペット連れで も以前に比べて旅行がしやすくなったの で、今年も別の方面への旅行を企画しよう と思っています。

昨年のビジネス、プライベートの写真を並 べてみると圧倒的にペット率が高いことに 気づきました。もちろん、普段の相談業務 やセミナーもしっかり頑張ります。

あなたらしい"幸せな人生"を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031

東京都中央区京橋 I-3-2 モリイチビル4F オフィス平野

電話:03-6820-2213

メール : info@mylifeplan.net

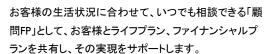
発行·編集 平野 泰嗣·平野 直子



Webサイトもご覧ください https://www.mylifeplan.net

●顧問FP(38,500円/1年間)

【いつでも相談できるあなたのFP】



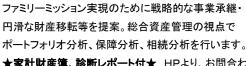


★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス(110,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】





★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合わせください。



●相続、資産と経営の相談

平野経党法務事務所 ATTRACTOR OF THE PROPERTY OF T ・中国19年7年に対象者は、中心主要的なよりで、中国国際日本教育を開発し、これます。他の 国際の、第1の各の場合では関いておいまりました。 日本教育では、日本教には一番の、主意などのようながら、そして、「作用・心臓・心み」を紹介 日本教育には、日本教に、現た、教育を自然の表現しません。 のまずまします 中国

人・企業の"夢・想い"をカタチに!

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」 ~平野経営法務事務所~

- 老後の暮らし
- ・遺言と相続
- プライベートバンキング(PB)
- ・経営サポート 暮らしと経営の資産コンシェルジュ



https://www.family-concierge.net